

新型コロナウイルス感染症に係る 総合病院からのお願い

八雲総合病院では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、院内感染対策の徹底を図っているところです。皆さまのご協力により、対策がより強固なものとなりますので、特に、下記事項へのご協力をお願いします。

- ◆外来受診の際、37℃以上の発熱がある場合は、病院に来る前に必ず電話で連絡してください。発熱の自覚の有無にかかわらず、病院受診の前にご自身の体温を測定してください。人間ドックや各種健診の際も同様をお願いします。
- ◆発熱症状がある方の診察は、発熱外来で発熱症状に関する診察を行います。これら診察により待ち時間が長くなることなどで、予約していた診療科の診察が行えないことがあります。
- ◆各種感染症流行期による患者増加により、医療スタッフに相当の負担がかかっています。発熱で受診を希望される方は、極力日中の時間帯での受診をお願いします。
- ◆感染症の持ち込みを防止する観点から、引き続き入院患者さまとの面会を禁止しています。医師等が許可した場合以外の病院内での面会は一切お断りしています。
- ◆更なる感染症のまん延により、感染対策の強化が必要となった場合、予告なく一部玄関の閉鎖や入館時の確認行為の徹底を行う場合があります。
- ◆来院時には、必ずマスクの着用をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関し、不安な点等につきまして質問を受付けていますので、電話、電子メールにてご連絡願います。

【問い合わせ先】

八雲総合病院庶務課 ☎0137-63-2185
メール info@hosp.town.yakumo.hokkaido.jp



中小事業者等に対する 固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等は、令和3年度の固定資産税について、軽減措置を受けられる場合があります。

【対象者】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等

【事業収入の減少割合および軽減率】

事業収入減少割合	軽減率
30%以上50%未満減少	½軽減
50%以上減少	全額軽減

【軽減対象固定資産(令和3年度のみ)】

償却資産、事業用家屋

【必要書類】

・申告書(あらかじめ認定経営革新等支援機関等(認定税理士、商工会など)から軽減要件を満たしている旨の証明を受ける必要あり)

・収入減を証する書類など(右記証明に際して提出した書類の写し)

※申告書様式は町HPまたは役場10番窓口で配布

【申告書提出期限】

令和3年1月5日～2月1日まで

【提出先・問い合わせ先】

財務課資産税係

☎0137-62-2114